

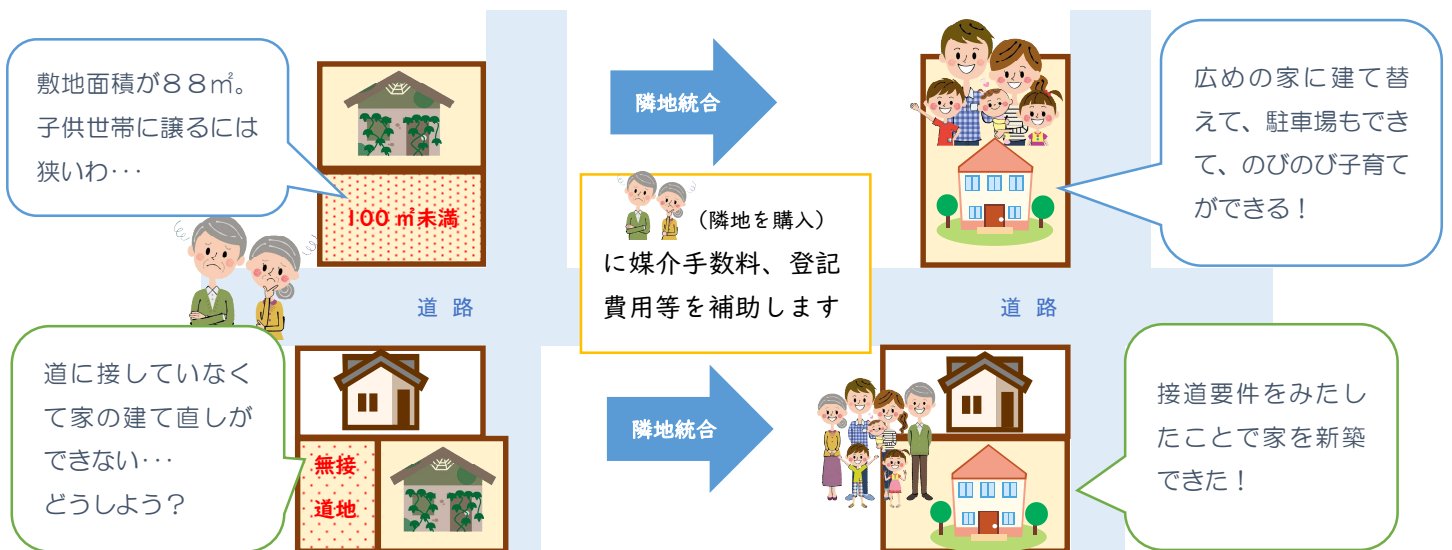
# ”狭い土地”や”無接道の土地”と”隣地”を

## 合わせて、土地を有効に活かせませんか。

狭小地又は無接道地と隣地を統合し一体の土地を所有する方へ

売買等にかかる経費の一部 **最大15万円** (加算額含む) を補助します。

個人が隣地を取得し一敷地とすることにより、狭小地や接道要件を満たしていない土地の解消を促進し、空家等又は空地の利活用促進を図るため、補助金を交付します



### 【該当地】

- ※狭小地…敷地面積が100㎡未満の民有地
- ※隣地…狭小地等と2m以上接する民有地
- ※無接道地…建築基準法上の接道要件を満たしていない民有地

### ① 対象となる人

隣地統合後の所有者である個人（法人は対象外です）。

### ② 隣地統合の要件

次のすべてに当てはまるのが条件です。

- ア) 申請時点において、狭小地等と隣地が、それぞれ異なる個人又は法人が所有する土地であること。
- イ) 申請者と狭小地等又は隣地の所有者が、2親等以内の親族でないこと。
- ウ) 狭小地等又は隣地が、空家等または空地であり、接道要件を満たすこと。
- エ) 狭小地等と隣地が、2メートル以上接すること。
- オ) 相続又は親族からの生前贈与による隣地統合でないこと。
- カ) 隣地統合後、一敷地として利用及び適正な維持管理に取り組むこと。

### ③ 対象となる費用

- ア) 不動産取得に係る媒介手数料
- イ) 所有権移転に係る登記費用
- ウ) 測量及び境界明示費用

### ④ 補助金の額

対象となる費用を補助します。ただし、限度額は10万円です。

※狭小地等又は隣地が渋川市立地適正化計画に定める居住誘導区域の場合、限度額を5万円を加算し、15万円を限度額とします。

### ⑤ 申込期間

令和4年4月1日（金）から ※予算に達した時点で終了となります。

### ⑥ 申請時の提出書類

売買契約等の7日前までに次の書類を窓口まで提出してください。

- ア) 補助金交付申請書（様式第1号）
- イ) 狭小地及び隣地の所在地、位置関係及び2メートル以上接している状況が分かる書類（公図の写し、位置図、現況写真等）
- ウ) 狭小地又は隣地の所有者が分かる書類（登記事項証明書等）
- エ) 補助対象費用に係る見積書の写し
- オ) 誓約書（様式第2号）
- カ) 市税等の完納証明書（未納額のない証明書）。\*注1
- キ) 状況によりその他の書類が必要となる場合があります。  
**\*注1** 住民登録をしている市区町村のものを用意してください。

### ⑦ 完了時の提出書類

完了後30日以内かつ令和5年3月25日までに下記の書類を窓口まで提出してください。

- ア) 完了実績報告書（様式第8号）
- イ) 補助対象経費の領収書、又はそれに代わる証明の写し
- ウ) 狭小地又は隣地を取得したことを証する書類（登記事項証明書等）
- エ) 補助対象の売買契約書等の写し
- オ) 補助金請求書（様式第10号）
- カ) 上記のほか、状況によりその他の書類が必要となる場合があります。

要件がありますので、詳細はご相談ください。

問い合わせ先 **渋川市 政策創造課（渋川市役所本庁舎2階）**

TEL 0279-22-2401 FAX 0279-24-6541 Mail akiya@city.shibukawa.gunma.jp